



許可番号 03855000553

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 長野県長野市稻里一丁目5番地3
氏 名 ミヤマ株式会社
代表取締役 南 克明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許 可 の 年 月 日
許 可 の 有 効 年 月 日

平成27年 6月15日
平成34年 6月14日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え又は保管行為を含まず。）

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃 油（揮発油類、灯油類、軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数1.2. 5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚 泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機鉛化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃 え 質（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上5種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件
該当事項なし

(裏面に続く)

4. 許可の更新又は変更の状況

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ○当 初 許 可 | 平成 5年 6月15日 |
| ○更 新 許 可 | 平成10年 6月15日 |
| ○更 新 許 可 | 平成15年 6月15日 |
| ○更 新 許 可 | 平成20年 6月15日 |
| ○優良基準適合確認 | 平成24年10月12日 |
| ○更 新 許 可 (優良基準適合認定) | 平成27年 6月15日 |
| ○本店所在地変更 (旧:長野県長野市丹波島一丁目1番12号) | 平成28年 3月18日 |

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 · 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 · 無

優良認定基準対応版